

「ショートステイ 生司院」 運営規程

短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

(事業の目的)

第1条 医療法人 東海が開設する「ショートステイ 生司院」(以下「事業所」という。)が行う短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

5 当事業所は、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名 称 ショートステイ 生司院

② 所在地 東海市加木屋町西御嶽40番地の1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

医師 1人

生活相談員 1人

管理栄養士 1人

機能訓練指導員 1人

看護職員 1人以上(常勤換算)

介護職員 6人以上（常勤換算）

従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行う。

（利用定員）

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

22名

（利用者負担の額）

第6条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- ① 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- ② 利用料として、食費、居住費、日常生活品費、教養娯楽費、個室料、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。

（通常の送迎の実施地域）

第7条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

東海市、知多市、大府市、東浦町、阿久比町

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待防止）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止の為の指針を整備すること。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に年1回以上実施すること。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置くこと
（身体拘束等）

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(褥瘡対策等)

第13条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(業務継続計画の策定等)

第14条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者に対して、従業者である期間および従業者でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人 東海と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年 8月 2日から施行する。

附則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年 7月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年 8月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年 12月16日から施行する。

附則

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年 2月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年 6月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年 1月 21日から施行する。

附則

この規程は、令和4年 1月 21日から施行する。

附則

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年 6月 1日から施行する。